

第5回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成29年9月20日(水) 14:00～

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階 「松」

会議次第

- 1 開会
- 2 説明事項
 - (1) 前回委員会の概要について
 - (2) 平成29年度いじめ調査(1回目)の実施等について
- 3 その他
- 4 閉会

説明 1

平成29年度第4回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成29年7月26日(水) 午後2時から同4時まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】7名
【府教委】教育監、指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他
【傍聴者】なし

4 概 要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ防止基本方針について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ防止基本方針について

- 17頁、「3 調査を実施する組織」の「(1)学校が調査主体となる場合」の記載は極めて簡潔だが、もう少し具体的でも良いのではないか。
各市町村ごとに検討すれば良いのかも知れないが、何らかの大枠を少々明確にしても良いのではないかと思われるので、その要否も含め一度検討されたい。なお、文案は事務局にお任せする。
- 例えば、市町村での重大事態への対処時等に、学校で委員会を設けて対応するかどうかについては市町村教委が判断することになるが、京都府がどこまで関わるのかという点が、文章だけを読んでいる中では見えにくい。
それぞれの市町村等で基本方針を別途策定されており、そこで府の基本方針との整合が図られることになると思われるが、その点、府の基本方針では規定の仕方が難しいとかねがね思ってきた。
- 府の基本方針であり、市町村、私学等を包括的に規定している中で、どの程度までそれを表現するのか、非常に難しいところがある。
- 極めて根源的な問題で、今後の課題として、全体の構成について何らかの整理がいるかも知れない。
- 現行の基本方針策定当時に、検討委員会において最初に話題になったのが御指摘の点であり、府の基本方針としてどこまで書き込むのか、府が基本方針に書き込み過ぎた場合に市町村等の自由度はどうなるのかという問題があるため、実際のところ抽象的にしている部分もある。

その辺りについては、初めの御意見も含めて、もう一度点検してみたい。

- では、事務局で整理をお願いし、基本的にこの形で進めていただくこととする。

説明 2

第5回京都府いじめ防止対策推進委員会（平成29年9月20日（水））

平成29年度いじめ調査（1回目）の実施等について

説明 2

平成29年度いじめ調査(1回目)の実施について(概要)

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒(京都市立学校を除く。)

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

- ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成29年3月末までに調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。

1段階	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
2段階	1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があると判断したもの。 ※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある(あった)ものとする。 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 1段階の中で未解消の状態のもの(解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む)。・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの。
3段階	・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。 ※なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。 その場合、1段階及び2段階にもカウントする。

- (2) 各段階ごとに「件数」、「解消件数」、「態様」を集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

平成29年度京都府いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1. アンケート調査の状況

<対象児童生徒数>

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	172	22	77	11
無記名式	13	3	8	0

	在籍者数	調査者数	家庭訪問等による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)
中学校	30,301	30,102	207	199	72

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							8	5	4	1	0	0
向日市	871	866	5	0	0	0	66	52	14	0	0	0
長岡京市	1,074	1,009	67	2	0	0	89	55	34	0	0	0
大山崎町	152	151	28	27	0	0	12	11	1	0	0	0
宇治市	1,713	1,698	17	2	0	0	195	173	22	0	0	0
城陽市	951	910	41	0	0	0	81	77	4	0	0	0
八幡市	782	777	5	0	0	0	73	62	11	0	0	0
京田辺市	835	824	11	0	0	0	61	53	8	0	0	0
木津川市	1,617	1,617	2	2	0	0	97	96	10	9	0	0
久御山町	179	179	0	0	0	0	22	21	1	0	0	0
井手町	54	54	1	1	0	0	6	6	3	3	0	0
宇治田原町	43	43	0	0	0	0	9	6	3	0	0	0
精華町	532	529	4	1	0	0	29	29	0	0	0	0
相楽東部連合	13	13	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0
亀岡市	988	984	5	1	0	0	100	92	13	5	0	0
南丹市	121	120	1	0	0	0	24	22	2	0	0	0
京丹波町	138	138	1	1	0	0	7	7	0	0	0	0
綾部市	317	308	9	0	0	0	37	37	0	0	0	0
福知山市	936	936	0	0	0	0	93	93	3	3	0	0
舞鶴市	1,129	1,126	9	6	0	0	164	151	18	5	1	0
宮津市	211	211	0	0	0	0	37	37	0	0	0	0
京丹後市	552	552	2	2	0	0	42	41	1	0	0	0
伊根町	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	60	59	1	0	0	0	13	11	3	1	0	0
中学校組合							8	8	0	0	0	0
合計	13,276	13,112	209	45	0	0	1,282	1,154	155	27	1	0
平成28年度1回目	13,603	13,465	268	130	0	0	1,466	1,358	190	82	1	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
		小学校	1段階	7,778	2,884	3,883	2,024	623	1,180	1,691	246
	2段階	1,177	429	834	15	210	296	277	60	145	3,443
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1段階	794	150	245	68	19	57	68	79	147	1,627
	2段階	150	32	52	11	12	14	17	16	29	333
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	10	54
保護者や生徒が調査に応じない。	35	51
フリースクール等の学校以外の施設に通所	165	83
病気・入院・死亡等により調査ができない。	5	9
その他	2	2
合計	217	199

平成29年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

<対象児童生徒数>

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	9	2
無記名式	0	0	0	0

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から
					連続して未調査の数(内数)
高 校	34,115	34,062	32	53	1
特別支援	1,534	1,527	9	7	3

2 認知・解消件数

	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
高校(全日制)	279	210	75	6	0	0
高校(定時制)	38	26	12	0	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0
高校合計	317	236	87	6	0	0
特別支援学校	97	59	38	0	0	0
合計	414	295	125	6	0	0

平成28年度 第1回調査	高 校	364	281	97	14	0	0
	特別支援学校	97	77	24	4	0	0
	合計	461	358	121	18	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	1段階	183	24	35	8	8	29	17	14	21	339
	2段階	56	11	15	2	2	7	8	5	3	109
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(定時制)	1段階	24	4	5	4	2	1	5	5	3	53
	2段階	8	0	2	1	2	0	1	1	1	16
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(通信制)	1段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1段階	52	8	21	10	2	5	12	5	9	124
	2段階	16	3	8	2	0	2	2	3	5	41
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	2	0	—	2
保護者や生徒が調査に応じない。	0	4	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	11	1	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	7	1	—	1
施設に入所中である。	0	0	—	1
留学中である。	8	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	14	1	—	2
病気・入院・死亡等により調査ができない。	4	0	—	1
合 計	46	7	※	7

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(平成28・29年度)について

1 対象児童生徒数

学校種	平成28年度						平成29年度					
	1回目調査			2回目調査			1回目調査			2回目調査		
	学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内訳)	未調査者数	前年から連続して未調査の数(内訳)	学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内訳)	未調査者数	前年から連続して未調査の数(内訳)
小学校	210	62,313	62,108	297	205	125	210	61,823	61,606	22	217	107
中学校	97	31,009	30,799	164	210	109	96	30,301	30,102	207	199	72
高等学校	47	34,639	34,538	52	101	2	47	34,115	34,062	32	53	1
特別支援学校	11	1,540	1,527	6	13	3	11	1,534	1,527	9	7	3
計	365	129,501	128,972	519	529	239	364	127,773	127,297	270	476	183

2 認知・解消件数

学校種	平成28年度									平成29年度									
	1回目調査			2回目調査			1回目調査			2回目調査			1回目調査			2回目調査			
	1段階 認知	2段階 解消	3段階 解消	1段階 認知	2段階 解消	3段階 解消	1段階 認知	2段階 解消	3段階 解消	1段階 認知	2段階 解消	3段階 解消	1段階 認知	2段階 解消	3段階 解消	1段階 認知	2段階 解消	3段階 解消	
小学校	13,603	13,465 (99.0%)	268	130	0	12,113	11,992 (99.0%)	247	126	0	13,276	13,112 (98.8%)	209	45	0	14,972	14,561 (97.3%)	489	78
中学校	1,466	1,358 (92.6%)	190	82	1	1,119	1,006 (89.9%)	190	77	1	1,282	1,154 (90.0%)	155	27	1	14,972	14,561 (97.3%)	489	78
高等学校	364	281 (77.2%)	97	14	0	295	235 (79.7%)	71	11	0	317	236 (74.4%)	87	6	0	14,972	14,561 (97.3%)	489	78
特別支援学校	97	77 (79.4%)	24	4	0	93	60 (64.5%)	47	14	0	97	59 (60.8%)	38	0	0	14,972	14,561 (97.3%)	489	78
計	15,530	15,181 (97.8%)	579	230	1	13,620	13,293 (97.6%)	555	228	1	14,972	14,561 (97.3%)	489	78	1	14,972	14,561 (97.3%)	489	78

3 調査対象期間

1回目調査…4月から1学期以内の任意の期間

2回目…1回目調査後から1月まで

4 調査結果の集計区分

【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの

※「ふざけて回答したケース」「明らかに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等、家族の間で生じたケース」は除く

【第2段階】 1段階で把握したもののうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの

【第3段階】 2段階で把握したもののうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大事態に至るおそれがあると考えられるもの

京都府いじめ調査の見直しについて

1 京都府いじめ調査見直しの背景

(1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「いじめが解消された状態」が示された。

※ なお、今後、この国の改定を踏まえ、「京都府いじめ防止基本方針」の改定を予定している。

【いじめが解消された状態】

- ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。
相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- (2) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」調査票の変更
京都府いじめ調査における2段階の内、「解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なもの」に相当する、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目が削除され、「解消」か「未解消」の二者択一となった。

【変更前】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計

【変更後】

	(1)	(2)	(3)	(4)
区分	解消しているもの(日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計

2 府教育委員会の基本的な考え方

府教育委員会では、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に、いじめを早期に発見、対応するため、児童生徒が「嫌な思いをした」ものから広く、丁寧に把握してきた。

今回、「1 京都府いじめ調査見直しの背景」を踏まえ、京都府いじめ調査の見直しを行うが、いじめを丁寧に把握し、早期に対応していく姿勢は変わらない。

また、いじめが「解消している」状態であったとしても、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 府いじめ調査見直しの方向性

(1) いじめの認知について

- ① 認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。
- ② 認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

		いじめに係る行為			
		止んでいない	止んでいる		
			3ヶ月未満	3ヶ月以上	
被害児童生徒の 心身の苦痛	ある	A	B		A - 要指導 B - 要支援
	ない	/	C	D	C - 見守り D - 解消

- A - 要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態
- B - 要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態
- C - 見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過していない状態
- D - 解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過している状態
(「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

(2) 追跡調査について

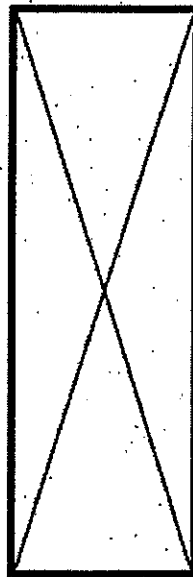
調査で認知したいじめについて、調査実施後3カ月経過後に、面談等による追跡調査を実施し、いじめの解消の状態を確認する。

<例>

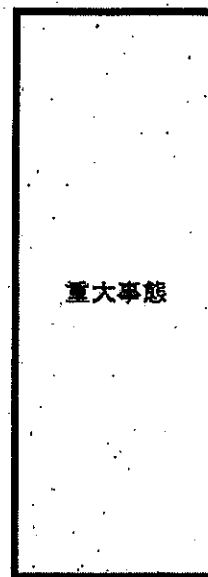
認知件数	1000件	未解消	A 要指導 10件
			B 要支援 10件
			C 見守り 970件
			D 解消 10件

(解消率:1%)

【従来の1段階】



【従来の2段階】



【従来の3段階】